

### 第3節 自動車公害の防止

#### (1) 主な目標と現状

##### 【主な目標】

平成22年度までに二酸化窒素( $\text{NO}_2$ )及び浮遊粒子状物質(SPM)の環境保全目標を達成します。

平成22年度までに、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車 $\text{NO}_x$ ・PM法)の対策地域における自動車排出窒素酸化物( $\text{NO}_x$ )の総量を16,450トン/年、自動車排出粒子状物質(PM)の総量を740トン/年まで削減します。

平成22年度までに、道路に面する地域において、環境騒音の環境保全目標の概ね達成をめざします。

##### 【基準年度の状況】

「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」の基準年度である平成9年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標達成率は、それぞれ66.4%、33.3%でした。

平成9年度の対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量は27,260トン/年、自動車排出粒子状物質の総量は3,170トン/年でした。

自動車騒音については、数次にわたる自動車1台ごとの単体規制の強化が国によって実施されています。また、府内の道路管理者及び関係機関による大阪府道路環境対策連絡会議において、自動車騒音の深刻な地域における沿道環境対策の実施方針「大阪府域の沿道環境対策について」(平成9年)が策定され、遮音壁や低騒音舗装等の道路構造対策、道路網整備や交通管理・規制等の交通流対策を推進しました。

しかし、騒音規制法に定められた要請限度を超過する地域の解消には至っておらず、面的評

価による道路に面する地域における平成13年度の環境保全目標の達成率は70.9%でした(面的評価は平成13年度から開始)。

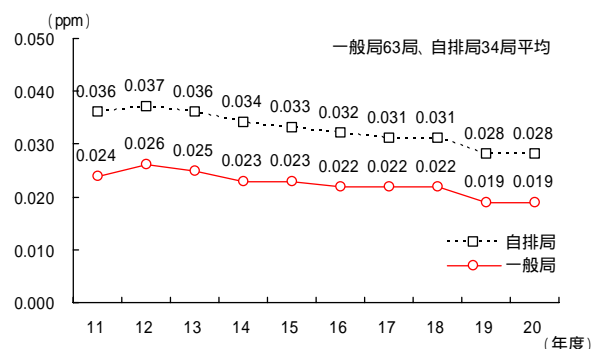
##### 【要請限度】

自動車騒音について国が定めた限度のこと。この限度を超えることによって、周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるとき、市町村長は騒音規制法に基づき都道府県公安委員会に交通規制等の措置を要請することができる。

##### 【現状】

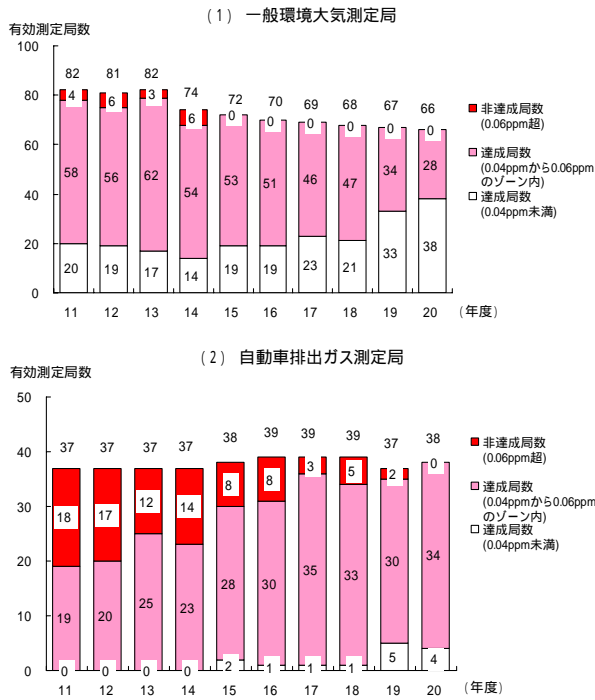
二酸化窒素の年平均濃度は緩やかな改善傾向で推移しており、平成20年度の環境保全目標の達成率は、一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)で6年連続100%、自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)で100%となり、初めて一般局及び自排局をあわせた全測定局で目標を達成しました。

図-16 二酸化窒素濃度(年平均値)の推移



(注) 10年間継続して測定を行い、かつ各年度の測定時間が6,000時間以上の測定局の測定値を用いた。

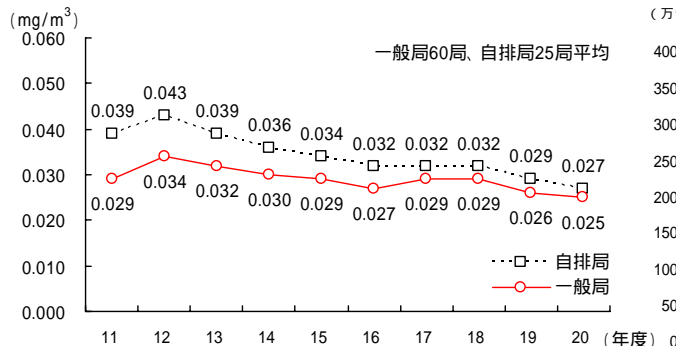
図-17 二酸化窒素の環境保全目標達成状況の推移



浮遊粒子状物質の年平均濃度は緩やかな改善傾向で推移しており、平成20年度の環境保全目標の達成率は、一般局で100%、自排局で100%となり、一般局及び自排局をあわせた全測定局で目標を達成しました。

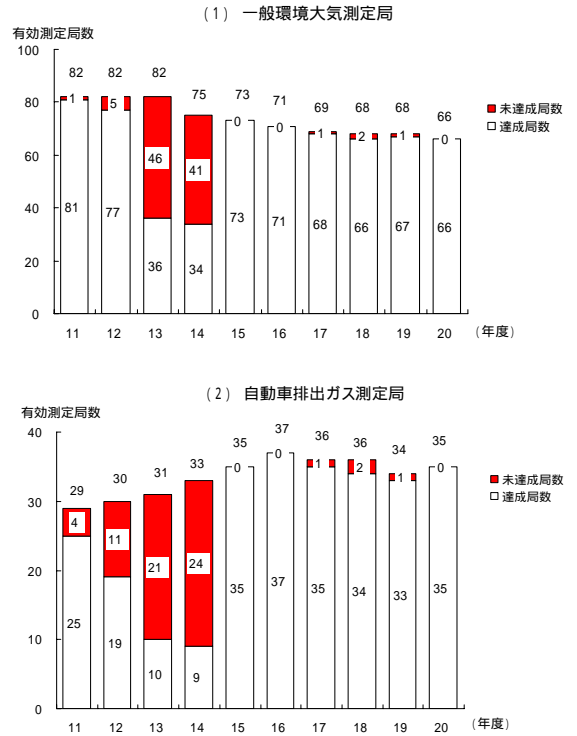
今後も環境保全目標の達成維持に向けた総合的な諸施策を計画的に推進します。

図-18 浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の推移



(注) 10年間継続して測定を行い、かつ各年度の測定時間が6,000時間以上の測定局の測定値を用いた。

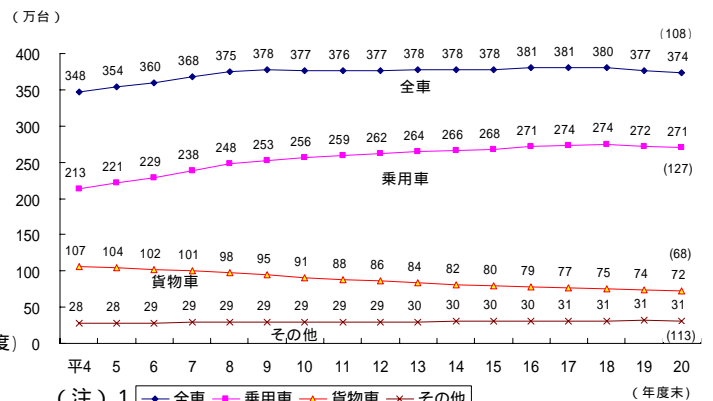
図-19 浮遊粒子状物質の環境保全目標達成状況の推移（長期的評価）



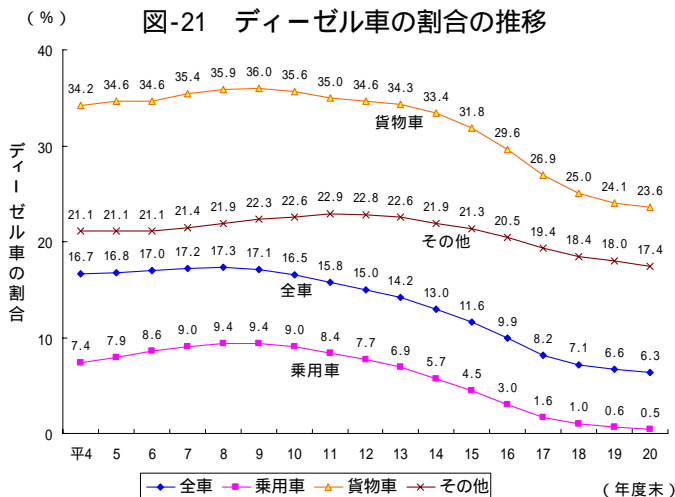
府内の自動車保有台数は、近年、横ばい傾向にあります。環境負荷の大きいディーゼル車の割合は減少してきています。

平成19年度では、対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量は17,960トン/年、自動車排出粒子状物質の総量は1,100トン/年まで削減されました。

図-20 自動車保有台数の推移



(注) 1 全車：乗用車、貨物車、その他  
 2 ( )内は平成4年度末を100とした指数を示す。  
 3 乗用車：普通・小型・軽乗用車  
 貨物車：普通・小型・小型三輪・軽貨物車及び被牽引車  
 その他：乗合車・特種(殊)用途車、二輪車



(注) 国土交通省調べ

自動車騒音については、関係機関の連携のもと道路構造対策、沿道対策及び交通流対策を実施しました。

面的評価による道路沿道における環境保全目標の平成19年度達成率は87.9%(平成18年度達成率:85.1%)であり、前年度に比べ若干改善しました。

要請限度との比較では、特に夜間に超過する地域が存在するなど、今後も低騒音舗装の敷設などの道路構造対策をはじめ諸対策の継続・強化が必要となっています。

(2) 平成20年度に講じた施策

自動車排ガス対策

自動車排ガス総量削減計画の推進

【環境管理室 内線：3895】

大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画(平成15年7月策定)に基づき、低公害車・低排出ガス車の普及促進、自動車走行量の抑制、交通流の円滑化等の諸施策を関係機関等と連携して計画的、総合的に推進しています。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.117)

流入車対策の推進【新規】

【環境管理室 内線：3890】

生活環境の保全等に関する条例に基づき自動車NOx・PM法の排出基準を満たさないトラック・バス等の府域の対策地域を発着地とする運行を規制し、適合車等に表示が義務付けられているステッカーを交付するとともに、トラック・バス等が集中する施設で立入検査・指導を実施しました。

(平成19年10月25日改正条例公布、平成21年1月1日規制開始)

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.121)

図-22 適合車等標章(ステッカー)

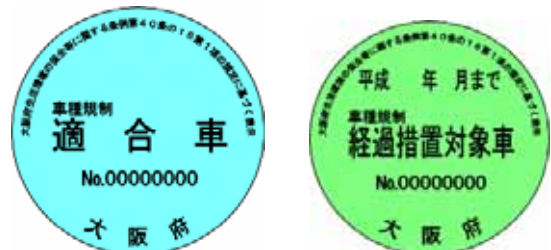


図-23 流入車規制立入検査



低公害車等の普及促進

【環境管理室 内線：3898】

天然ガス自動車などの低公害車や京阪神七府県市指定排出ガス車(LEV-7)の普及促進を図るため、公用車への率先導入を行うほか、低利融資や自動車税の軽減(グリーン税制)などを実施しています。

(環境関連主要事業(決算額)一覧 NO.118)